

<一般委託>

ダイオキシン類分析業務委託(一般委託)仕様書

ダイオキシン類分析業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設でのダイオキシン類の測定業務及び下水処理場におけるダイオキシン類の動向を調査するため。
2	履行期間	契約の日から令和4年12月14日まで
3	施行場所	横須賀市三春町2丁目1番地 ほか3箇所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	契約後、認定証および付属書の写しを提出すること。
6	関係法規	ダイオキシン類対策特別措置法 第二十七条(都道府県知事等による調査測定)
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量法第121条の2の規定に基づく特定計量証明事業者(大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業JIS K 0311(2008)、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業JIS K 0312(2008)) (2)計量法第107条の登録(特定濃度及び濃度)を受けた者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	技術部 水再生課 事業場排水指導係 石渡 一生 TEL046-823-7696

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# ダイオキシン類分析業務委託仕様書

## 1. 目的

本委託業務は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設でのダイオキシン類の測定義務及び下水処理場におけるダイオキシン類の動向を調査することを目的とする。

## 2. 委託の内容

ダイオキシン類にかかる試料採取、分析及び結果の報告に関する一切の業務を委託する。

## 3. 資格要件

本業務の履行については、下記の資格を有すること。

- (1) 計量法第 121 条の 2 の規定に基づく特定計量証明事業者（大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業 JIS K 0311(2008)、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業 JIS K 0312(2008)）
- (2) 計量法第 107 条の登録（特定濃度及び濃度）を受けた者  
※契約後、認定証、付属書及び登録証の写しを提出すること。

## 4. 分析対象項目

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）  
ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）  
コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）

## 5. 試料採取場所およびサンプル数

- (1) 下町浄化センター（横須賀市三春町 2-1）
- (2) 追浜浄化センター（横須賀市浦郷町 5-2 9 3 1）
- (3) 西浄化センター（横須賀市長坂 2-2-2）
- (4) 横須賀ごみ処理施設エコミル（横須賀市長坂 5-1-1）

各試料採取場所のサンプル数は別紙 1 による。

## 6. 履行期間

契約の日から令和 4 年 12 月 14 日までとする。

## 7. 試料採取期間

契約の日から令和 4 年 11 月 30 日までとする。

## 8. 分析方法

### (1) 分析方法

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第4条で定める方法によること。

ただし、当該環境省令が改定された場合は、新しく定められた方法によること。

### (2) 分析項目

調査対象物質

塩素数	PCDF	PCDD	Co-PCB
4	2,3,7,8-TetraCDF	2,3,7,8-TetraCDD	3,3',4,4'-TetraCB 3,4,4',5'-TetraCB
5	1,2,3,7,8-PentaCDF 2,3,4,7,8-PentaCDF	1,2,3,7,8-PentaCDD	2,3,3',4,4'-PentaCB 2,3,4,4',5'-PentaCB 2,3',4,4',5'-PentaCB 2',3,4,4',5'-PentaCB 3,3',4,4',5'-PentaCB
6	1,2,3,4,7,8-HexaCDF 1,2,3,6,7,8-HexaCDF 1,2,3,7,8,9-HexaCDF 2,3,4,6,7,8-HexaCDF	1,2,3,4,7,8-HexaCDD 1,2,3,6,7,8-HexaCDD 1,2,3,7,8,9-HexaCDD	2,3,3',4,4',5'-H6CB 2,3,3',4,4',5'-H6CB 2,3',4,4',5,5'-H6CB 3,3',4,4',5,5'-H6CB
7	1,2,3,4,6,7,8- HeptaCDF 1,2,3,4,7,8,9- HeptaCDF	1,2,3,4,6,7,8- HeptaCDD	2,3,3',4,4',5,5'-H7CB
8	OctaCDF	OctaCDD	

## 9. 結果の報告

- (1) 測定結果については、まず結果が得られ次第、速報値を担当者に報告すること。
- (2) 測定結果報告書(以下「報告書」)は、最後の試料採取日から45日以内に、2部を横須賀市上下水道局に提出すること。
- (3) 報告書には、主なデータが記録されたコンパクトディスク等電子メディアを添付すること。
- (4) 報告書には、試料採取時の写真、分析データ(分析チャートも含むもの)、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第8条様式第6及び別紙を含むものとする。

## 10. 委託代金の請求

委託代金の支払いは、全ての分析終了後に業務完了届を提出し、横須賀市上下水道局の検査を受けた後に、受託者の請求に基づき支払うものとする。

## 11. その他

- (1) 受託者の過失等により異常値が生じた場合には、その経過・原因を推定し報告書に記載した上で、関連する試料を含めた再測定・再報告を無償で行うものとする。
- (2) 詳細な日程等については、事前に水再生課職員と協議すること。
- (3) 分析により発生する廃棄物は、関係法令に基づき受託者が適正に処理すること。
- (4) 受託者は、この仕様書に基づき業務を適正に行うこと。ただし、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度水再生課職員と協議すること。
- (5) 本作業遂行にあたって知り得た情報は、一切外部に漏洩してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、本作業遂行に際し、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守し、安全作業を行うこと。

## 試料採取場所及びサンプル数

	下町浄化センター	追浜浄化センター	西浄化センター	横須賀市 ごみ処理施設 エコミル	合計	分析法(参考)
流入水	2	1	1	-	4	排水水
放流水	2	1	1	-	4	
スクラバー排水	1	-	-	-	1	
排ガス (1・4号炉)	2	-	-	-	2	排ガス (CO <sub>2</sub> 連続分析含)
焼却灰 (1・4号炉)	2	-	-	-	2	廃棄物
廃流動砂 (1・4号炉)	2	-	-	-	2	
沈砂	1	-	-	-	1	
脱水汚泥	1	-	-	-	1	
下水放流水	-	-	-	1	1	排水水
合計	13	2	2	1	18	-